

心当たりのない荷物が届いたときは受取拒否をしましょう！

最近、消費生活センターに、「注文していない商品が届いた」「送り主が不明な荷物を受取ってしまった」「海外から国際郵便が届いた」などの相談が多数寄せられています。

事例

昨日、大手通販会社から荷物が届いたので受取った。送り主の記載はない。妻と二人暮らしのため、遠方に住む家族に確認したところ心当たりはないと言う。誰が送ってきたのかわからないため気持ちが悪い。どうしたらよいか。(80代男性)



アドバイス

- 心当たりのない荷物が届いた場合は、送付状の氏名、住所、電話番号、伝票番号をメモに取って受取拒否をしてください。配送時に代金を支払ったり、受領印を押してしまうと受取拒否はできません。ポスト投函の荷物は、未開封であれば受取拒否が可能です。
- 荷物を受取った場合、注文していない商品であれば、原則2週間保管後に処分することができます。送り主から料金を請求されても支払う必要はありません。
- また、国内のネット通販を利用すると、国際郵便で配送されてくる場合があります。国際郵便の場合は、連絡先が海外で相手と連絡を取ることが困難であるため、心当たりがなければ必ず受取拒否をしましょう。
- 国内の通販会社から届く荷物の場合、送付状に依頼主の名前や住所の記載がないことがあります。通販会社に確認してもらうと、実は知人や身内からの贈り物だったということがよくあります。
- 事例においては、家族が依頼した「父の日のプレゼント」であることがわかりました。配送される予定の荷物が事前に分かっている場合は、家族間で情報を共有しましょう。
- 困ったときは、消費生活センターに相談してください。

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター ☎ (01654) 2-3575

駅前交流プラザ「よろーな」2F

◆相談時間9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日・年末年始

